

埼玉県知事 大野元裕様

2023 年 6 月 7 日

日本共産党埼玉県委員会

ジェンダー平等委員会責任者 丸井八千代

日本共産党埼玉県議会議員団

団長 城下のり子

県営公園における「水着撮影会」について

6 月 23, 24 日に県営施設であるしらこぼと水上公園において「水着撮影会」が行われます。入場料は 1 万円から 3 万 6 円と高額なもので、過去のイベントの動画をみると水着姿の女性がわいせつなポーズやわいせつなしぐさで映っており、明らかに「性の商品化」を目的とした興業です。県の担当者によると 2018 年からしばしばこのようなイベントが県営公園で行われてきたそうです。未成年も出演しているという情報もあります。都市公園法第 1 条には「この法律は、都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。」とあります。今回の興業が都市公園の目的にふさわしいものとは到底考えられません。

また、内閣府の男女共同参画基本計画施策の基本方向には「性の商品化や暴力表現が女性の人権を侵害している現状を改善し、メディアが自主的に女性の人権を尊重した表現を行うようその取組を促すとともに、性・暴力表現を扱ったメディアを青少年やそれに接することを望まない者から隔離することを含め、メディアにおける人権尊重を推進する実効的な方策について検討する。」とあります。男女共同参画を推進する立場の埼玉県が、女性の性を商品としてサイトで積極的に P R している団体に県有施設を貸し出すべきではありません。

したがって、女性の人権尊重の立場から、以下の点を強く申し入れます。

- 一、「水着撮影会」へのしらこぼと水上公園貸し出しは中止すること。
- 一、県営施設を使用した「水着撮影会」が、これまで何回行われたのか。未成年が出演していなかったのか。女性の人権を侵すような取り組みがなかったか、調査すること。
- 一、県施設の貸し出し基準について、都市公園法や男女共同参画法に基づくものに改定すること。

以上